

財 産 目 録

令和 8年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得 年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金		—	運転資金	—	—	79,446,251
現金	現金手許有高		運転資金			251,688
普通預金	みずほ銀行多摩センター支店他		運転資金			52,137,509
通常貯金	八王子松が谷郵便局他		運転資金			27,057,054
事業未収金	八王子市他	—	延長保育料3月分他	—	—	32,185,693
未収補助金	八王子市他	—	八王子市市加算他	—	—	15,886,750
立替金	職員	—	育休職員住民税他	—	—	621,650
前払金	セコム	—	令和8年度分	—	—	51,612
流動資産合計						128,191,956
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(めぐみ第一保育園拠点) 東京都八王子市松が谷14	1976年	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	132,083,940	125,088,820	6,995,120
	(めぐみ第二保育園拠点) 東京都八王子市鎌水2-79	1999年	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	203,521,710	108,891,466	94,630,244
	小計					101,625,364
基本財産積立資産	八王子松が谷郵便局	—		—	—	1,000,000
基本財産合計						102,625,364
(2) その他の固定資産						
建物	(めぐみ第一保育園拠点) 東京都八王子市松が谷14	2004年	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	2,464,733	1,982,504	482,229
	(めぐみ第二保育園拠点) 東京都八王子市鎌水2-79	2008年	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	630,000	241,395	388,605
	小計					870,834
構築物	滑り台他	—	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	52,726,601	49,938,707	2,787,894
車輛運搬具	本部車輛	—	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	150,000	149,999	1
器具及び備品	フェンス他	—	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	80,580,712	72,674,017	7,906,695
権利	権利	—	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	107,280	—	107,280
ソフトウェア	会計用ソフト他	—	第2種社会福祉事業である、 保育事業等に使用している。	737,500	722,100	15,400
退職給付引当資産	東京都社会福祉協議会	—	退職金支払のための外部拠出金	—	—	73,947,560
人件費積立資産	みずほ銀行多摩センター支店他	—	将来における人件費の目的の ために積み立てている。	—	—	45,000,000
保育所施設・ 設備整備積立資産	みずほ銀行多摩センター支店他	—	将来における施設設備整備の目的の ために積み立てている。	—	—	116,064,200
都施設整備費積立資産	三菱東京UFJ銀行多摩センター支店他	—	将来における施設設備整備の目的のた めに積み立てている。	—	—	5,604,268
その他の固定資産合計						252,304,132
固定資産合計						354,929,496
資産合計						483,121,452

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得 年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	社会保険料他	—		—	—	13,685,792
預り金	保護者からの預り金	—		—	—	414,500
職員預り金	社会保険料他	—		—	—	3,269,822
仮受金	職員募金等	—		—	—	27,887
流動負債合計						17,398,001
2 固定負債						
退職給付引当金	従事者共済会	—		—	—	73,947,560
固定負債合計						73,947,560
負債合計						91,345,561
差引純資産						391,775,891

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。

- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。